

うみがめの採捕に係る委員会指示

千葉海区漁業調整委員会指示第 251 号

千葉県海面におけるうみがめの採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 8 年 5 月 8 日

千葉海区漁業調整委員会
会長 石井 春人

1 採捕の制限

千葉県海面においては、うみがめ（あおうみがめ、あかうみがめ及びたいまいをいい、これらの卵及び遺骸を含む。以下同じ。）を採捕してはならない。ただし、2 に掲げる者であって、千葉海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）がうみがめの採捕の承認（以下「承認」という。）を行ったものについては、この限りでない。

2 承認の対象

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) 増殖の用に供しようとする者
- (3) その他委員会が特に認めた者

3 承認の条件

委員会は、承認をするに当たり次に掲げる条件を付けることがある。

- (1) 承認を受けた者は、採捕したうみがめ（標本及び剥製を含む。）を販売してはならない。
- (2) その他委員会が必要と認める事項

4 承認証の携帯

承認を受けた者は、うみがめを採捕しようとする場合には、委員会が交付した当該承認に係る承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯させなければならない。

5 承認の取消し

委員会は、資源保護上必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に関する事務の取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 9 年 5 月 31 日までとする。